



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.103

発行：東濃西部広域行政事務組合

SNS をきっかけとした消費者トラブルにご注意！

スマホの普及とともに SNS をきっかけとした相談件数は、年々大きく増加しています。SNS 広告を見て「おためし」で注文した健康食品が「定期購入」だった、SNS で知り合った男性に儲かる副業を紹介されたが全く儲からない、チケット譲るとの書き込みを見て支払いをしたがチケットが届かない、といったトラブルが報告されています。SNS を安全に利用するために、SNS のリスクを認識しておきましょう。大幅な値引きをうたう SNS 上の広告は信頼できるものなのか、SNS 上の相手は信用できるのか、慎重に判断しましょう。相手と連絡が取れなくなったら、トラブル解決は困難です。そもそも、安易に個人情報や相手を伝えることは危険です。不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活相談窓口にご相談してください。



こんな相談ありました



1 年前に 1 回 1 万円の都度払いで 10 回分の美颜エステを契約したが、コロナ渦で 2 回しか行けていない。

先日、残り金額を支払うように請求があった。行っていないのに支払わなければいけないのか。

契約書を確認したところ、契約期間が 1 年、契約金は 10 万円、10 回の分割払いの契約となっていた。自己都合で行けなかった場合、支払いは必要です。行けない事情があるなら、契約期間内に事業者と契約期間を延ばしてもらうよう交渉するか、中途解約を申し出るようにしましょう。行かないまま放置をしておくと、全額支払うことになるので注意を。

4 月の相談件数

新規・継続合計

| | |
|--------|------|
| 店舗購入 | 11 件 |
| 訪問販売 | 8 件 |
| 通信販売 | 28 件 |
| 連鎖販売 | 1 件 |
| 電話勧誘 | 16 件 |
| 送り付け商法 | 0 件 |
| 無店舗販売 | 0 件 |
| 不明・無関係 | 11 件 |
| 訪問購入 | 0 件 |

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日

多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日

瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日

土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業